

(4) 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成

【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

社会のニーズを原動力として課題の解決に挑むスタートアップを次々と生み出し、企業、大学、公的研究機関等が多様性を確保しつつ相互に連携して価値を共創する新たな産業基盤が構築された社会を目指す。

このため、都市や地域、社会のニーズを踏まえた大学・国立研究開発法人等の研究開発成果が、スタートアップや事業会社等とのオープンイノベーションを通して事業化され、新たな付加価値を継続的に創出するサイクル（好循環）を形成する。このサイクルが、社会ニーズを駆動力として活発に機能することにより、世界で通用する製品・サービスを創出する。さらに、事業の成功を通じて得られた資金や、経験を通じて得られた知見が、人材の育成や事業会社・大学・国立研究開発法人等の共同研究を加速させる。こうして、大学や国立研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、イノベーションを創出するスタートアップが次々と生まれ、大きく育つエコシステムが形成される。

このような流れが切れ目なくつながるシステムが都市や地域を核に形成されることによって、社会課題の解決・社会変革を導くイノベーションが連続的、相互連鎖的に創出される。加えて、スタートアップの世界展開、世界からの投資の呼び込みの拡大につながる。

こうしたエコシステムの実現に向け、ニーズプル型のイノベーションの創出を強力に進めるとともに、スタートアップ及び事業会社のイノベーション活動が促進されるよう、制度面、政策面での環境整備を進める。さらに、大学・国立研究開発法人等の「知」が社会ニーズに生かされるよう、産学官連携による新たな価値共創の推進やスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成を進めるとともに、エコシステムを支える人材育成に取り組む。

【目標】

- ・ 大学や研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、社会課題の解決や社会変革へ挑戦するスタートアップが次々と生まれるエコシステムが形成され、新たな価値が連続的に創出される。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・ S B I R制度⁸⁴に基づくスタートアップ等への支出目標：570 億円（2025 年度）⁸⁵
- ・ 官公需法に基づく創業 10 年未満の新規事業者向け契約目標：3 %（2025 年度）⁸⁶
- ・ 実践的なアントレプレナーシップ教育プログラムの受講者数：1,200 名（2025 年度）⁸⁷
- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025 年度までに、対 2018 年度比で約 7 割増加（2025 年度）⁸⁸
- ・ 分野間でデータを連携・接続する事例を有するスタートアップ・エコシステム拠点都市数の割合：100%（2025 年）
- ・ 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチ

⁸⁴ 中小企業等に対する研究開発補助金等の支出機会の増大を図り、その成果の事業化を支援する省庁横断的な制度（S B I R：Small/Startup Business Innovation Research）。

⁸⁵ 2023 年度目標、約 1,066.2 億円

⁸⁶ 2021 年度実績、1.01%

⁸⁷ 2021 年度実績、約 3,100 名

⁸⁸ 2018 年見込み、約 882 億円。共同研究の受入額の第 6 期基本計画期間の前半における状況（新型コロナウイルス感染症の影響からの回復の状況など）を踏まえつつ、必要に応じ数値目標の見直しも検討する。

【現状データ】（参考指標）

- ・ 大学等スタートアップ創業数：大学等発 244社(2021年度設立)、研究開発型法人発 13社(2018年度設立)⁹¹
- ・ VC等による投資額・投資件数：年間VC等投資額 3,418億円／1,915件（2021年度）⁹²
- ・ 国境を越えた商標出願と特許出願：主要国のうち、人口100万人当たりで商標出願数よりも特許出願数が相対的に多い国は日本のみ⁹³
- ・ 研究者の部門間の流動性：企業から大学等へ転入した研究者数 1,165人、大学等から企業へ転入した研究者数 220人（2021年度）⁹⁴

① 社会ニーズに基づくスタートアップ創出・成長の支援

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○政府による、ニーズプル型のイノベーションの創出を進めるため、2021年4月に施行される新たな日本版S B I R制度を、関係府省が連携して推進する。本制度に基づく研究開発制度を2021年度から導入し、政府の支出目標を設定するとともに、本制度を活用して開発された製品等を調達し、初期需要を創出することにより、スタートアップの創出、成長を強力に支援する。【科技、関係府省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度の支出目標（約1,066.2億円⁹⁵）の設定等に係る「令和5年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針」を2023年6月に閣議決定（2022年度の支出目標は約546億円）。 ・指定補助金等の実施について必要な事項を定める「指定補助金等の交付等に関する指針」に新たに先端技術分野の実証フェーズ事業の交付の方法及び社会実装の推進等に関する事項を追加し、2023年6月に閣議決定。 ・「指定補助金等の交付等に関する指針」に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する指定補助金等（研究開発型スタートアップ支援事業に係る委託費及び補助金）の事業を実施。 ・S B I R制度の支援対象に新たに先端技術分野の実証フェーズを追加し、スタートアップ等による先端技術分野の技術実証の成果の社会実装を進める。 ・スタートアップ育成のための公共調達の活用促進策として、各省庁の総合評価落札方式による一般競争入札において、例えば1,000万円以下などの特定の役務・物資に関する一般競争入札に限り、スタートアップを対象とし 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度の支出目標の達成に向けて、関係府省と連携。その際、旧制度について挙げられた課題を踏まえた新制度の適切なK P Iを設定し、内閣府を中心に、関連事業の実施状況の的確な把握や評価を実施。【科技、関係府省】 ・「指定補助金等の交付等に関する指針」に基づき実施する指定補助金等において、政策課題や公共調達ニーズを踏まえた具体的な研究開発課題を提示し、関係する研究開発を支援するとともに、研究開発が成功した際には、試験的な導入や政府調達等につなげる仕組みを各省連携により構築するとともに、政府調達を促進するための措置を実施。【科技、関係府省】 ・引き続き、「指定補助金等の交付等に関する指針」等に基づき、指定補助金等の事業を実施し、スタートアップ企業等による研究開発やその成果の事業化を促進する。【経】 ・S B I R制度に基づく「指定補助金等」の対象・規模を抜本的に拡充するとともに、近年予算措置され今後の支出が見込まれる研究開発基金等についてもスタートアップの参画促進を図ることを検討。【科技、関係府省】 ・スタートアップ育成のための公共調達の活用促進策として、各省庁の総合

⁸⁹ 2018年度当初時点で、創業していない又は創業10年未満の企業を対象。

⁹⁰ 2018年度から2025年度までの目標として、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（2020年7月17日）において設定。2022年度末時点、40社。

⁹¹ 文部科学省、内閣府による調査

⁹² 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（V E C）「ベンチャー白書2022」

⁹³ 文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2022」（2022年8月）

⁹⁴ 総務省「2022年科学技術研究調査結果」（2022年12月）

⁹⁵ 指定補助金等であり、かつ、スタートアップ等への支援を主目的とした5年間に交付決定を行う基金事業である「中小企業イノベーション創出推進事業」、「ディープテック・スタートアップ支援事業」の各年按分額を含む。

	<p>た一般競争入札とすることを検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業技術革新制度（S B I R）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすること（規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」の具体的な対応案について、第5回スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ（2022年12月1日）で報告した。 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市の大学等において、学生等が実践的なアントレプレナーシップ教育やメンター・アクセラレータ等からの起業に向けた支援を受ける機会の提供を実施。 ・2022年度第2次補正予算において、拠点都市の大学・高等専門学校等に対し、高校生等を対象に様々なアントレプレナーシップ教育プログラムを開発・試行するための支援を実施。 ・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」の一環として、全国の希望する大学等を対象に、社会課題の解決に必要な考え方等を身に着ける「全国アントレプレナーシップ人材育成プログラム」を実施。 ・スタートアップビザ制度における、国から認定を受けたV C等の民間組織も確認手続きを行えるようにする緩和については、2023年度夏頃の制度施行を目指し、関係省庁と調整を図る。 ・「日本オープンイノベーション大賞」において、オープンイノベーションの取組で、模範となるようなもの、社会インパクトの大きいもの、持続可能性のあるものについて、内閣総理大臣賞をはじめ担当分野ごとに17取組の表彰を実施等。 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市のスタートアップを中心に、海外トップアクセラレータによるアクセラレーションプログラムを実施し、グローバル市場参入や海外投資家・企業からの投資の呼び込みに係る事業戦略策定、国際的な専門家とのマッチング等を実施し、国内スタートアップの世界市場への展開や海外ベンチャーキャピタルからの投資の呼び込みを支援した。 ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進に向けて、海外大学との連携に向けたフィージビリティスタディ、先行的な国際共同研究の実施に向けた準備等を実施。 ・2023年度予算概算要求で新規要求した「スタートアップ特枠」は予算措置されず、P R I S Mを見直したB R I 	<p>評価落札方式による一般競争入札において、例えば1,000万円以下などの特定の役務・物資に関する一般競争入札に限り、スタートアップを対象とした一般競争入札とすることを推奨していく。【<u>科技</u>、<u>経</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な新技術を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技術及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、2022年度中に行った検討を踏まえ、結論を得次第、2023年度中に速やかに措置する。【<u>科技</u>、<u>経</u>】 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市の大学等において、学生等が実践的なアントレプレナーシップ教育やメンター・アクセラレータ等からの起業に向けた支援を受ける機会の提供を引き続き実施。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・2023年度末までに、大学だけでなく、民間等のリソースを最大限に活用しながら、高校生等を対象に様々な教育プログラムを開発・試行し、高校生等にとって効果的なプログラムの検証及び特定を行うことで、2024年度以降は、これらの成果を活用し、教育機会の拡大及び持続的にプログラムを実施するための支援を継続して実施し、2027年度までに年間1万人の小中高生がアントレプレナーシップ教育を受講できる環境整備を実施。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」を引き続き実施し、全国の希望する全ての大学等に対してアントレプレナーシップ教育の受講機会創出環境の整備に取り組む。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・スタートアップビザ制度改正について、関係省庁と調整し、国から認定を受けたV C等の民間組織も確認手続きを行えるようにする緩和については2023年度夏頃の制度施行を目指す。また、最長在留期間の延長についても検討を行う。【<u>法</u>、<u>経</u>】 ・我が国においても、グローバル展開を加速する更なる起業家コミュニティが創出されるよう、規制改革やJ-Startup制度の拡充、インキュベーション施設の整備を含む環境整備を進める。【<u>経</u>】 ・スタートアップに開かれたディープテック分野のスタートアップ向けのグランド・チャレンジ及び公的部門が保有するデータを活用したコンテスト等の取組を推奨する。【<u>科技</u>、<u>健医</u>、
--	--	---

	<p>DGEにおける重点課題の一つとして、「スタートアップ事業創出」を設定し、SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果を活用したスタートアップによる事業創出を推進することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国ではVCによる建設テック系スタートアップへの投資が盛んであり、建設分野に特化したスタートアップが次々と誕生している一方で、日本国内のエコシステムは依然として未成熟であり、SBIR制度において建設テック系スタートアップに特化した支援の検討を進めている。 	<p>宇宙、総、文、厚、農、経、国、環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き海外トップアクセラレータによる海外アクセラレーションプログラムを実施するとともに、海外拠点都市との連携や国際比較等を通じて、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能を強化する取組を進める。 <p>【科技、経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向け、構想の具体化を内閣官房・内閣府が中心となって関係省庁が連携して進める。【科技、文、経】 ・BRIDGEについては、CSTIが社会課題解決や新事業創出に向けた重点課題を設定し、DX化などの政策転換やスタートアップ事業創出等、各省庁施策のイノベーション化を推進する。【科技】 ・建設テック系スタートアップの育成に向けて、SBIR制度を構成する建設技術研究開発助成制度において、2023年度にFS調査を開始し、2024年度の技術開発助成を目指す。【国】
<p>○社会課題の解決や市場のゲームチェンジをもたらすスタートアップの創出及び効果的な支援を実現するため、大学・国立研究開発法人等発ベンチャー創出を促進する環境整備、ベンチャーキャピタルのファンド組成の支えや、研究資金配分機関等による大規模な資金支援（Gap Fund 供給）を実施する。【文、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度第2次補正予算において、ディープテック・スタートアップによる研究開発等を支援する「ディープテック・スタートアップ支援事業」を措置(2022年度補正予算額1,000億円)。 ・福島ロボットテストフィールド等を活用した実証がしやすい環境の整備を実施。 ・STARTにおいて、 <ol style="list-style-type: none"> ①成長性のある大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、民間の事業化ノウハウを活用しつつ、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術の研究開発支援と事業化の一体的な実施に向け、計14課題を採択し、支援を実施。 ・2022年度第2次補正予算において、メンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラム創設等による大学等発の研究成果の事業化に向けて、約1,000億円の基金(大学発新産業創出基金)を科学技術振興機構に新設。 ②スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向け、2021年11月に3拠点、2022年5月に追加4拠点を採択し、全拠点都市に対し支援を開始した。また、全拠点都市に対し、ギャップファンドの充実など事業化に向けた起業活動支援やそのための活動の場の整備など、大学等におけるスタートアップ創出機能の 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ディープテック・スタートアップ支援事業」を通じた実用化研究開発、量産化や、海外展開のための技術実証に係る支援や事業会社とスタートアップとの連携強化に向けた取組をはじめとする事業開発への支援の拡大等により、事業化に時間や規模の大きな資金を要するディープテック・スタートアップの事業成長を後押しするための支援を行う。【経】 ・福島浜通りをスタートアップ創出の先進地とすべく、引き続き実証の場の拡充などの実証環境の整備を図るとともに呼び込みを強化していく。【経】 ・①START事業に加え、2022年度第2次補正予算において新設する基金を活用し、国際展開も見据えた成長性のある大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、民間の事業化ノウハウを活用しつつ、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術の研究開発支援と事業化に向けた支援を引き続き実施。【文】 ・②スタートアップ・エコシステム拠点都市において、自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向けた支援を引き続き実施。【科技、文、経】 ・2022年度2次補正予算において新設する基金を活用し、スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラム等により大学等の研究成果の事業化を支援する

	<p>更なる強化のための増額支援も実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度第2次補正予算において、メンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラム創設等による大学等発の研究成果の事業化に向けて、約1,000億円の基金(大学発新産業創出基金)を科学技術振興機構に新設。 ・2022年度第2次補正予算において、拠点都市の大学・高等専門学校等に対し、高校生等を対象に様々なアントレプレナーシップ教育プログラムを開発・試行するための支援を実施。 ・特定投資家に移行可能な個人の要件の弾力化を行った(2022年7月、改正府令施行)。 ・日本証券業協会において、特定投資家向け銘柄制度を整備(2022年7月、改正規則施行)。 ・東京証券取引所において、東証ベンチャーファンド市場の健全な発展に資する観点から、上場審査における資産運用の健全性確保及び投資者に提供すべき情報拡充等について、規則を整備(2022年12月、改正規則施行)。 ・証券会社が運営する私設取引システム(P T S)において、プロ投資家向けにも非上場株式の取扱いを可能とするため、金融商品取引法の関係政令の改正に向けた検討を進めている。 ・大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要と考えられる、共同研究成果に係る知財の権利帰属と実施権限の在り方やライセンス対価としてのスタートアップの新株予約権の活用等について示す「大学知財ガバナンスガイドライン」を、「産学官連携ガイドライン」の附属資料としての位置付けで2023年3月に策定・公表した。 ・大学発スタートアップによる事業化を予定している大学等が、日本出願を基礎として海外への特許出願を行う場合に、その出願費用の助成を行っている。 ・日本V C協会と日本弁理士会との間で知財戦略専門家マッチングのための連携枠組みを構築した。 ・知財専門家をV Cに試行的に派遣し、V Cを通じたスタートアップへの支援の効果やV Cによる支援の在るべき姿に関して調査研究を実施。 ・I T分野においてメンターによる優秀な若手育成支援事業である「未踏事業」を実施。 ・L P Sの投資対象の有価証券をトークン化した、いわゆるセキュリティ 	<p>とともに、地域の中核となる大学等を中心にスタートアップ・エコシステム形成に取り組む。【科技、文、経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度末までに、大学だけでなく、民間等のリソースを最大限に活用しながら、高校生等を対象に様々な教育プログラムを開発・試行し、高校生等にとって効果的なプログラムの検証及び特定を行うことで、2024年度以降は、これらの成果を活用し、教育機会の拡大及び持続的にプログラムを実施するための支援を継続して実施し、2027年度までに年間1万人の小中高生がアントレプレナーシップ教育を受講できる環境整備を実施。【科技、文、経】 ・海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を実施。【科技、経】 ・事業会社等の優れた技術・人材の切り出し(カープアウト)によるイノベーション創出を後押しするため、V C等による技術の事業性評価や社外で事業化する者が行う研究開発等を支援。また、併せて研究者等と経営人材等とのマッチングを後押し。【経】 ・大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要と考えられる、共同研究成果に係る知財の権利帰属と実施権限の在り方やライセンス対価としてのスタートアップの新株予約権の活用等について示す「大学知財ガバナンスガイドライン」(2023年3月策定・公表)を「産学官連携ガイドライン」の附属資料としての位置づけたこと等に伴い、「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた体制等の整備を要件としている国際卓越研究大学制度との連携や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携等を通じ、全国の対象大学に浸透させる。【知財、科技、文、経】 ・J S Tに新設した大学発新産業創出基金により、大学発スタートアップ創出の抜本的強化を進める中で、国際特許出願支援も強化する。【文】 ・スタートアップにより研究成果の事業化を図る予定の大学・公的研究機関・企業等に対して、海外出願及び中間応答等に必要な費用を補助することにより、スタートアップが事業実施に必要な外国における権利取得を促進する。【経】 ・弁理士・弁護士などの知財専門家をベンチャーキャピタルに派遣し、スタートアップに対する知財戦略の構築支援を強化する。また、スタートアップのビジネスモデルに沿った知財戦略を構築するために必要な人材の確保
--	---	--

	<p>ークンも投資対象であることについて、L P S 法上の解釈を明確化し、公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023 年度税制改正において、スタートアップ・エコシステムの強化のため、エンジェル税制、オープンイノベーション促進税制、ストックオプション税制等について拡充等したところ、措置された税制について、H P 等において広報・周知等を実施。 ・2022 年度補正予算において、世界トップレベルの起業家を育成するため、起業等を志す若手人材を5年間1,000 人規模で米国などに派遣するとともに、海外に進出するスタートアップのためのビジネス拠点を設立し、現地でのコミュニティ形成事業等を通じて海外のスタートアップ・エコシステムとの連携を促進する。また、海外から国内への起業家・スタートアップ等の呼び込みや、起業家教育の促進、国内スタートアップ・エコシステムの基盤強化に取り組む。 	<p>について検討する。加えて、スタートアップ向けの知財ポータルサイトにおいて、大学関係者向けのウェブページを新たに作成することで、大学発スタートアップの創出拡大に向けた情報提供を行う。【知財、経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援が特に必要なスタートアップに対し、2024 年度から特許審査官による審査段階でのプッシュ型支援を開始すべく、2023 年度中に必要な検討を行う。【経】 ・「未踏事業」をはじめ、メンターによる若手人材育成の取組の拡大を行う。【経】 ・非上場株式の取引活性化に向けた環境整備の検討を行う。【経、金融】 ・投資事業有限責任組合（L P S）について暗号資産・トークンの投資対象追加や海外投資比率の要件緩和等の検討を行う。【経】 ・オープンイノベーション促進税制、エンジェル税制、ストックオプション税制等について、引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップ・エコシステムの強化を図る。【経】 ・世界トップレベルのスタートアップ、V C、アクセラレータ等での研修事業にて、2023 年度～2027 年度の5年間で1,000 人の派遣を確実に実施する。【経】
<p>○スタートアップが大企業と共同研究等を通じて連携する際に、オープンイノベーションの促進と公正かつ自由な競争環境の確保の観点から適正な契約がされるよう、各契約における問題事例やその具体的改善の方向性や、独占禁止法上の考え方を整理したガイドラインを策定する。【公取、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会は、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」について、2022 年6月に、公正取引委員会、経済産業省、特許庁の連名で周知のための「ガイドブック」を作成し、地方自治体等が運営するスタートアップ支援機関の相談窓口等に「ガイドブック」の配布を行うとともに、経済団体、弁理士団体等への説明（計9回、758 名参加（3 月末時点））を行った。 ・スタートアップ及び連携事業者・出資者約1.7万社に対する書面調査を実施するとともに、連携事業者・出資者13社に対する立入調査を実施し、調査の結果、上記指針に示している独占禁止法上の問題につながるおそれがある事項が見受けられた連携事業者・出資者（8社・行為11件）に対し注意喚起文書を送付した上で、2022 年12月23日に調査結果を公表した。 ・大企業がスタートアップに対して自社の知財・人材等の経営資源を提供する活動を促進する内容を充実させるべく、「スタートアップ起点の価値創造」型の連携の考え方や事例等を掲載する「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の改訂を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」に関しては、大企業に対しては経済団体等への説明を継続するとともに、スタートアップに対しては地方自治体等が運営するスタートアップ支援機関のインキュベータ等向けの周知や、当該機関が開催するスタートアップ向けのイベントへの参加や講演などにより、個別のスタートアップに届くような周知を行う。【公取、経】 ・当該改訂版「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の考え方や事例をセミナー等を通じて企業に浸透させていく。【知財、経】
<p>○大学等発スタートアップやその連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き大学等発スタートアップや

先企業について、適切な協力関係が構築できているか、継続的な実態把握を行う。【科技、経】	市推進協議会ワーキンググループ等を通じ、実態把握を進めた。	その連携先企業の協力関係の実態把握を行う。【科技、経】
○スタートアップの経営課題を踏まえた経営人材の要件を整理すること等を通じて、経営人材の不足により成長を阻害されている有望なスタートアップに経営人材候補者が転職することが容易となる環境を創出する。【経】	・VC等が経営人材を発掘・育成し、大学等の優れた技術シーズや大学発スタートアップとのマッチング等を行うための取組を支援する「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」（19.9億円の内数）を2023年度当初予算に計上。	・「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」（19.9億円の内数）を開始し、着実に実施。【経】
○スタートアップ支援を行う政府関係機関が連携し、技術シーズを生かして事業化等に取り組むスタートアップや、創業を目指す研究者・アントレプレナーなどの人材を継続的に支援する。【経、関係府省】	・政府系機関によるスタートアップ支援機関連携協定(Plus)において、2022年11月に9機関から16機関に参加機関追加。参加機関間での勉強会を月に1～2回開催し、NEDOが開催するSSA(スタートアップを外部から支援する人材育成のプログラム)への参加機関担当者の参加を促進する等、連携のための取組を行っている。 ・地域の活性化を加速化し、地域から全国へとポトムアップの成長に向け、事業立ち上げの各段階に応じて支援するローカルスタートアップ支援制度を2023年度から創設。	・2023年4月に開催する参加機関による定例会においてオブザーバー機関を追加すべく、各省・各機関と調整する。また、参加機関同士の連携内容・取組を充実させる。【経】 ・ローカルスタートアップ支援制度の周知・普及に努め、地方公共団体や地域金融機関等と連携しつつ、地域でのスタートアップを幅広く支援。【総】

② 企業のイノベーション活動の促進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○イノベーション経営 ⁹⁶ に挑戦する企業が資本市場等から評価されるよう、ISO56002:2019 ⁹⁷ や「日本企業における価値創造マネジメントに関する行動指針 ⁹⁸ 」等を踏まえた銘柄化の制度設計を実施する。また、研究開発に係るファンディングにおいて、当該行動指針や産学官連携ガイドライン ⁹⁹ 等を踏まえた企業の取組状況を勘案した審査を順次実施する。【経】	・認証規格であるISO56001の策定を、国内審議委員会を2021年4月から開催しながら進行中。 ・2022年度においても「官民による若手研究者発掘支援事業」新規採択(131件)の審査の際に、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を参考にした。 ・「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」においても、新規採択に向けた審査の際に、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を参考とした。	・引き続き、イノベーション経営に関する認証規格であるISO56001の策定に向けた動向等を踏まえつつ検討する。(策定は2024年中を目標)【経】 ・引き続き「官民による若手研究者発掘支援事業」の採択においては、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とする。【経】
○欧米企業での社外人材が活躍するダイバーシティの状況や、世界各国・企業の取組、2020年度に実施した過去の研究開発事業の分析結果等を踏まえ、研究開発事業について、リニア型ではなく、新たに生じた社会課題等に応じて柔軟に研究開発を進める新たな政策手法の構築を図る。【経】	・研究開発事業全体のプラットフォーム化に向け、政策評価基本計画に基づき定める政策評価の枠組みを活用する方向で検討中。 ・研究開発事業の事前評価について2023年度要求では2022年5月に前倒しして実施。 ・経済産業省大臣官房先端テクノロジー戦略室を立ち上げ、量子・AIについて技術の最新状況について分析し、産業構造審議会新機軸部会で報告。NEDO技術戦略研究センターにおいて、先端テクノロジー戦略室のテーマ	・新しい政策体系の議論と緊密に連携し、研究開発プロジェクトを政策単位に束ねて編成する。【経】 ・2024年度要求以降の研究開発事業の事前評価については当該要求年度の4月末までに、中間・終了時評価については当該要求年度の7月末までに実施予定。【経】 ・先端テック室を軸として、下記①～③の方向で先端技術のインテリジェンス機能の強化を図る。【経】 ①NEDO及び産総研を含め、経産省先端テクノロジー戦略室の技術情報等

⁹⁶ 組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、イノベーションをおこしやすくするための経営。ただし、イノベーションを創出する活動に対して、必要なリソース(予算・人等)を配置し、事業化するための体制が構築されていることが前提となる。

⁹⁷ イノベーション・マネジメントシステムに関する国際規格(2019年7月)

⁹⁸ 2019年10月4日経済産業省及びイノベーション100委員会

⁹⁹ 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】(2020年6月)

	<p>に応じたアジャイルチームを立ち上げ、国内外の技術、市場、政策動向について情報収集を行いエビデンスを提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022 年度「N E D O Supply Chain Data Challenge」「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発事業」において懸賞金型事業を実施。 ・N E D O事業における交付金インセンティブ制度を策定。 ・A I分野におけるテックコミュニティの構築に向け、今後のあるべき体制や巻き込むべきプレイヤー等に関する分析調査を実施。これらを踏まえて、テックコミュニティ機能の発現に向けて関係機関等と調整中。 ・2023 年度の省内向け研究開発予算編成方針において、複数の技術方式が想定される場合には、ステージゲート方式を徹底導入することを明確化。 ・ディープテック・スタートアップ支援事業の中で、2022 年度事業を拡充する形でS B I R指定補助金に係る事業を実施予定。また、2023 年度から始まるN E D O第 5 期中長期目標において、新規採択額に占める中堅・中小・スタートアップの比率を現行の20%以上から30%に引き上げる。 	<p>の収集・分析体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ②有識者ヒアリングを進めると同時に、海外の先端テクノロジーのネットワークと繋がる仕組みを検討し、一次情報を収集するためのネットワークを構築 ③国として研究開発を適時適切に実行する上で必要な情報分析の実施 ・2023 年度新産業・革新技術創出に向けた先導研究プログラムにおいて、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式の導入を試行的に実施予定。 <p>【経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度について、2023 年度以降の新規研究開発事業を対象に、広く適用する。【経】 ・2022 年度中に、A I分野におけるテックコミュニティについて取組内容・実施体制を決定し、2023 年度から実運用を開始し、イベントや研究開発・技術情報等を発信する。【経】 ・2023 年度新規事業である量子・A Iハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業において、あらかじめ絞り込みの考え方・通過件数等を設定したステージゲート方式を導入。引き続き、同方式の他事業への適用・展開を進める。【経】 ・ディープテック・スタートアップ支援基金を造成し、S B I R指定補助金に係る事業を早期に開始予定。N E D Oは2023 年度以降、第5期中長期目標に従い業務に取り組み、数値目標の引き上げを踏まえ、N E D O事業への中堅・中小・スタートアップの参画を更に促す。【経】
<p>○オープンでアジャイルなイノベーションの創出に不可欠なオープンソースソフトウェア（OSS¹⁰⁰）に関する経営上の重要性（価値・リスク）の理解促進と、OSSの活用に対する意識向上に向けた普及啓発¹⁰¹を実施する。 【知財】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業関係者が集う日本知的財産協会主催の研修会（2023 年1月実施）で民間企業における実際の取組事例の紹介を含むパネルディスカッションを開催し、OSSの理解促進、普及啓発に係る活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本知的財産協会等におけるOSSの活用に対する意識向上に向けた普及啓発活動を把握し、必要に応じて連携して活動を推進。【知財】
<p>○企業における研究開発期間などの詳細な研究開発動向を把握するための統計整備の方法について、2024 年度までに検討し、結論を得る。【科技、総、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外部有識者及び関係府省を交えて検討。企業の詳細な研究開発動向の把握に関する先行調査の実施状況及び把握事項の定義等を確認・検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024 年度までに検討し、結論を得ることを目途とし、引き続き有識者・関係府省を交えて検討を進める。【科技、総、経】

¹⁰⁰ OSS：Open Source Software。ソフトウェアの作成者がソースコードを無償で公開し、利用や改変、再配布が所定の条件の下に許可されているもの。

¹⁰¹ 「デジタル化、IoT時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」（2020年4月、特許庁）取りまとめ結果等を活用。

③ 産学官連携による新たな価値共創の推進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○大学・国立研究開発法人等有するイノベーションの源泉である知と社会ニーズとのマッチングを加速化するため、産学官共同研究の推進や、若手研究者と産業界とのマッチングを強化する。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度においては、「官民による若手研究者発掘支援事業」で131件の新規採択をするとともに、既存採択の研究者を継続支援。 ・加えて、スタートアップ課題解決支援型として若手研究者とスタートアップとの共同研究を支援すべく公募を開始。 ・「産業界における博士人材の処遇向上に関する調査」において、国内外の産業界における博士人材の活躍・活用に係る好事例等の調査を実施。 ・「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」において、2022年度予算により、大学などの個々の研究者が創出した成果を産学が共同で実用化に向けた研究開発を行うための研究開発課題（トライアウト 160 課題、産学共同（育成型）45 課題、産学共同（本格型）18 課題）を採択し、産学連携に取り組む研究者を支援するとともに、地域において強いネットワークを持つコーディネーター人材等によるマッチング支援を行った。なお、さらに大学等の研究成果の事業化を促進していく観点から、2022年度2次補正で措置された大学発新産業創出基金を用いて、スタートアップ創出も視野に入れた、実用化の可能性検証を実施予定。 ・開放特許情報の民間へのデータ提供の在り方（データ提供のフォーマット、提供形態など）等について調査研究を実施した。 ・今後の特許情報に係る官民データ共有の在り方を検討するため、知財エコシステムに係る各ステークホルダの課題や要望について議論を行うためのワークショップを実施する調査研究を実施した。 ・産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、ライセンス促進策に関して検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、若手研究者の研究シーズの社会実装と高度人材の創出に向け、「官民による若手研究者発掘支援事業」を実施するとともに、若手研究者とスタートアップとのマッチングや共同研究を通じた事業化を拡充する。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・博士人材の産業界への入職経路多様化に向けて、引き続き調査等を行う。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」において、引き続き産学官共同研究の推進や、研究者と産業界とのマッチングを進めるために、技術開発の国家間競争の激化や社会課題への機動的な対応が可能となるよう研究成果を効果的に社会実装に結び付けていくための改善に取り組む。【<u>文</u>】 ・開放特許情報データベースにおいて検索可能な形式で提供している企業、大学、研究機関等の開放特許情報を、民間の事業者等が一括して取得できるようにすることを検討し、あわせて、開放特許情報データベースの効率的な登録方法や活用可能性を上げるためのヒント、活用例等を盛り込んだマニュアルの作成・公表を検討する。また、開放意図のある特許の情報を活用したマッチング事業などを通じて、開放意図のある特許のライセンスを受けた事業化を支援する。【<u>知財</u>、<u>経</u>】
<p>○2020年6月に産学官連携ガイドラインにおいて取りまとめた、大学等・産業界における課題と処方箋について、大学等・産業界等への周知を通して産学官連携における新たな価値創造を推進するとともに、人材、知、資金の好循環をもたらす産学官連携を推進するための研究開発事業において、産学官連携ガイドラインを踏まえた大学等や企業の取組の状況を勘案した審査を推進する。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）」の採択において、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とした。 ・2022年度においても「官民による若手研究者発掘支援事業」新規採択(131件)の審査の際に、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を参考にした。 ・「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」においても、新規採択に向けた審査の際に、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を参考とした。 ・大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成し 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「官民による若手研究者発掘支援事業」及び「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）」の採択においては、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とする。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・JSTに新設した大学発新産業創出基金により、大学発スタートアップ創出の抜本的強化を進める中で、国際特許出願支援も強化する。【<u>文</u>】 ・スタートアップにより研究成果の事業化を図る予定の大学・公的研究機関・企業等に対して、海外出願及び中間応答等に必要な費用を補助するこ

	<p>ようとする場合に必要と考えられる、共同研究成果に係る知財の権利帰属と実施権限の在り方やライセンス対価としてのスタートアップの新株予約権の活用等について示す「大学知財ガバナンスガイドライン」を、「産学官連携ガイドライン」の附属資料としての位置づけで2023年3月に策定・公表した。(再掲)</p>	<p>とにより、スタートアップが事業実施に必要な外国における権利取得を促進する。【経】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要と考えられる、共同研究成果に係る知財の権利帰属と実施権限の在り方やライセンス対価としてのスタートアップの新株予約権の活用等について示す「大学知財ガバナンスガイドライン」(2023年3月策定・公表)を「産学官連携ガイドライン」の附属資料として位置づけたこと等に伴い、「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた体制等の整備を要件としている国際卓越研究大学制度との連携や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携等を通じ、全国の対象大学に浸透させる。(再掲)【知財、科技、文、経】
<p>○持続的な産学官連携プロジェクトの組成や事業の高度化を支援するマネジメント体制の構築、多様なステークホルダーによる共創の場となるオープンイノベーション拠点の整備等を推進し、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業等の連携を後押しする。 【科技、文、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」において2021年度までに採択した3拠点について、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業等の連携支援を実施。 地域の中核となる大学や特定分野に強みを持つ大学に対する、更なる支援の拡充に向けた「量的拡大」と、目指すべき大学像の明確化や各府省の事業間の連携強化など「質的拡充」を図るべく、2023年2月に「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定を実施。 2020年度から開始した「共創の場形成支援プログラム」において、2022年度には、新たに21拠点の採択を行うなど、支援を拡充(2021年度採択:17拠点、2022年度採択:21拠点)。 2022年度においては、2021年度補正予算「地域中核大学の産学融合拠点の整備」で、採択した8件の大学等に産学融合施設等の整備を支援。 加えて、2022年度補正予算「地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備」でも、大学等における産学融合施設等の整備を支援すべく公募を実施し、8件の拠点を採択。 先進技術を早期に発掘、育成し技術成熟度を上げ、迅速かつ柔軟に装備品の研究開発へ橋渡しし、技術の実用化へつなげていくための橋渡し研究を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年2月に改定された地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージを踏まえ、関係府省との連携強化を図りつつ、持続的な産学官連携プロジェクトの組成や事業の高度化を支援するマネジメント体制の構築や、多様なステークホルダーによる共創の場の整備等を推進し、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業、地方公共団体等の連携を後押しする。【科技、文、経】 引き続き、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」において採択した3拠点について、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業等の連携支援を実施するとともに、大学等におけるスタートアップ創出に向けて、大学等におけるインキュベーション施設や産学融合施設の整備等を支援する。【科技、文、経】 スタートアップ企業等の研究成果で安全保障に資する可能性がある技術シーズを効果的に見つけだし、防衛産業が早期に実装に反映できるようなマッチングシステムを構築していくことを検討。【防】

④ 世界に比肩するスタートアップ・エコシステム拠点の形成

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○スタートアップ・エコシステム拠点都市の独自の取組を後押しし、世界に比肩する自律的なスタートアップ・エコシステムを形成する。このため、拠点都市に対し、大学等におけるスタートアップ創出の活性化、海外市場への参入も視野に入れたアクセラレータ機能やGap Fundの強化、分野間でデータを連携する基盤への接続に関する周知啓発、スマートシティ事業との連携等の官民による集中的な支援を行う。【科技、文、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都市のスタートアップを中心に、海外トップアクセラレータによるアクセラレーションプログラムを実施し、グローバル市場参入や海外投資家・企業からの投資の呼び込みに係る事業戦略策定、国際的な専門家とのマッチング等を実施し、国内スタートアップの世界市場への展開や海外ベンチャーキャピタルからの投資の呼び込みを支援した。 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会アントレプレナーシップ教育ワーキンググループを2023年3月に開催し、拠点間連携、大学等との連携の強化に向け、議論を実施予定。 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向け、2021年11月に3拠点、2022年5月に追加4拠点を採択し、全拠点都市に対し支援を開始した。また、全拠点都市に対し、ギャップファンドの充実など事業化に向けた起業活動支援やそのための活動の場の整備など、大学等におけるスタートアップ創出機能の更なる強化のための増額支援も実施した。 ・2022年度第2次補正予算において、メンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラム創設等による大学等発の研究成果の事業化に向けて、約1,000億円の基金(大学発新産業創出基金)を科学技術振興機構に新設。 ・2022年度第2次補正予算において、拠点都市の大学・高等専門学校等に対し、高校生等を対象に様々なアントレプレナーシップ教育プログラムを開発・試行するための支援を実施予定。 ・世界と伍する研究大学の在り方について、2022年2月に最終まとめがCSTI本会議で決定。「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が第208回国会で成立。国際卓越研究大学法に基づき、制度の意義・目標・認定等の基本的な事項を定める基本方針を2022年11月に決定し、同年12月から2023年3月まで、国際卓越研究大学の公募を行い、10大学からの申請を受け付けた。 ・地域の中核となる大学や特定分野に 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き海外トップアクセラレータによる海外アクセラレーションプログラムを実施するとともに、海外拠点都市との連携や国際比較等を通じて、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能を強化する取組を進める。(再掲)【科技、経】 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会アントレプレナーシップ教育ワーキンググループを引き続き開催し、拠点間連携、大学等との連携の強化に向け、議論を実施。【科技、文、経】 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において、自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向けた支援を引き続き実施。【科技、文、経】 ・2022年度2次補正予算において新設する大学発新産業創出基金を活用し、スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラム等により大学等発の研究成果の事業化を支援するとともに、地域の中核となる大学等を中心にスタートアップ・エコシステム形成に取り組む。【科技、文、経】 ・2023年度末までに、大学だけでなく、民間等のリソースを最大限に活用しながら、高校生等を対象に様々な教育プログラムを開発・試行し、高校生等にとって効果的なプログラムの検証及び特定を行うことで、2024年度以降は、これらの成果を活用し、教育機会の拡大及び持続的にプログラムを実施するための支援を継続して実施し、2027年度までに年間1万人の小中高生がアントレプレナーシップ教育を受講できる環境整備を実施。【科技、文、経】 ・世界水準の研究環境、若手研究者の活躍の実現のため、産業界等から大学への資金投入拡大も含めた事業・財務戦略、マネジメント体制の確立などの大学の確かな変革が実現されるよう、2024年度以降の支援開始に向けて、段階的に支援対象大学候補を選定する。なお、支援対象となる国際卓越研究大学の選定は、これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき実施する。【科技、文】 ・改定された地域中核・特色ある研究大

	<p>強みを持つ大学に対する、更なる支援の拡充に向けた「量的拡大」と、目指すべき大学像の明確化や各府省の事業間の連携強化など「質的拡充」を図るべく、2023年2月に「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との戦略的な連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援する事業として、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」を基金により創設。 ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進に向けて、海外大学との連携に向けたフィージビリティスタディ、先行的な国際共同研究の実施に向けた準備等を実施。 ・必要となる建物の建設に向け、基本計画作成等を事業者の公募準備を実施。 ・先行的な国際共同研究の実施に向け、基金を設置。 ・スタートアップ育成5か年計画の策定がされたことを踏まえて、関係省庁よりヒアリングを行い方向性について検討中。 ・2022年度第2次補正予算において、ディープテック・スタートアップによる研究開発等を支援する「ディープテック・スタートアップ支援事業」を措置(2022年度補正予算額1,000億円)。 	<p>学総合振興パッケージを着実に推進することで、多様な大学が、戦略的な経営の展開を通じて自身の強みや特色を発揮し、研究力向上や人材育成等により新たな価値を創出するとともに、社会との協働により人文・社会科学も含めたあらゆる知見を総合的に活用し、成長の駆動力としてグローバル課題の解決や社会変革を牽引することを促す。【科技、文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向け、構想の具体化を内閣官房・内閣府が中心となって関係省庁が連携して進める。(再掲)【科技、文、経】 ・海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備。(再掲)【科技、経】 ・事業化に時間や規模の大きな資金を要するディープテック・スタートアップの事業成長を後押しするため、「ディープテック・スタートアップ支援事業」を通じて、実用化に向けた研究開発、量産化や海外展開のための技術実証に係る支援を行う。【経】 ・オープンイノベーション促進税制、エンジェル税制、ストックオプション税制等について、引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップ・エコシステムの強化を図る。(再掲)【経】
--	--	--

⑤ 挑戦する人材の輩出

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○挑戦を是とする意識を持った人材の育成を図るため、2025年度までに、スタートアップ・エコシステム拠点のコンソーシアムに参画する全大学で、オンラインを含むアントレプレナーシッププログラムを実施する。また、その事例を集約し、同年度までに、全国に展開する。【文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向け、2021年11月に3拠点、2022年5月に追加4拠点を採択し、全拠点都市に対し支援を開始するとともに、拠点都市間で連携し、拠点都市に参画する全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施する大学・高等専門学校等への支援を開始した。 ・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」にて、全国の希望する大学生等を対象に、社会課題の解決に必要な考え方を身に付ける全国アントレプレナーシップ人材育成プログラムを実施するとともに、民間企業や大学等のリソースを結集しながら、アントレプレナーシップ教育を受講できるプラットフォームの構築に向けた検討を行うための有識者会議を立ち上 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において、自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向けた支援及び拠点都市に参画する全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施する大学・高等専門学校等への支援を引き続き実施。【文】 ・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」にて、全国の希望する大学生等を対象に、社会課題の解決に必要な考え方を身に付ける全国アントレプレナーシップ人材育成プログラムを引き続き実施するとともに、民間企業や大学等のリソースを結集しながら、アントレプレナーシップ教育を受講できるプラットフォームの構築に向けた検討を行うための有識者会議にて、プラットフォームの全体像や必要な機能等について、引き続き議論し

	<p>げ、プラットフォームの全体像や必要な機能等について議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アントレプレナーシップ教育に取り組む全ての高等専門学校に対して、高等専門学校生が自由な発想で集中して活動にチャレンジできるよう、「高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業」を実施。 	<p>ていく。【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等専門学校生の活動を後押しし、起業コンテスト等へのチャレンジ機会の拡大とともに、高等専門学校型のスタートアップ・エコシステム構築を目指す。【文】
<p>○イノベーションの創出に関わるマネジメント人材をはじめとした多様なイノベーション人材の層の厚みを増すとともに、人材流動性を高めることで質の向上を図るため、イノベーション人材の育成と活躍の場を創出する。そのため、これまでの人材育成に関する議論の蓄積も踏まえ、2023年度までにイノベーション人材育成環境の整備に関する実態調査やベストプラクティスの周知等に取り組む。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業界における博士人材の処遇向上に関する調査」において、国内外の産業界における博士人材の処遇に係る好事例等の調査を実施。(再掲) ・2023年度に研究開発税制を改正し、オープンイノベーション型において、高度研究人材の活用を促す類型を創設した。 ・2022年度においては、「官民による若手研究者発掘支援事業」で131件の新規採択をするとともに、既存採択の研究者を継続支援。(再掲) ・加えて、スタートアップ課題解決支援型として若手研究者とスタートアップとの共同研究を支援すべく公募を開始。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士人材の産業界への入職経路多様化に向けて、引き続き調査等を行う。(再掲)【経】 ・HPを通じて研究開発税制における改正内容の周知を実施。【経】 ・引き続き、若手研究者の研究シーズの社会実装と高度人材の創出に向け、「官民による若手研究者発掘支援事業」を実施するとともに、若手研究者とスタートアップとのマッチングや共同研究を通じた事業化を拡充。(再掲)【経】
<p>○大学・国立研究開発法人等と企業の間の人材交流を促し、イノベーション人材が適材適所で働き、イノベーションの創出の効率性を高める観点から、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点(追補版)」を2023年度までに広く産学関係者に普及するとともに、「官民による若手研究者発掘支援事業」などを活用して、産学の人材マッチング等を図る。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携ガイドラインに関する各種説明会においてクロスアポイントメント制度の概要を説明するなど普及活動を実施。 ・2022年度においては、「官民による若手研究者発掘支援事業」で131件の新規採択をするとともに、既存採択の研究者を継続支援。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、若手研究者の研究シーズの社会実装と高度人材の創出に向け、「官民による若手研究者発掘支援事業」を実施。【経】

⑥ 国内において保持する必要性の高い重要技術に関する研究開発の継続・技術の承継

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○コロナ禍等の環境変化に伴い事業会社の研究開発や技術の継続・承継が困難になった場合に、国内において保持する必要性の高い重要技術については、将来の橋渡しを見据え国立研究開発法人で研究リソースを含め引き継ぐ等の枠組みの構築等に向けた取組を進める。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産総研において、様々な受入制度を活用しサポートしていく体制をとっている。2023年3月時点で、相談の実績はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、産総研において、可能な範囲で、様々な受入制度を活用し、関係研究者の一時的雇用や当該研究の一定期間引継・継続等のサポートを実施。【経】